参　与　　おはようございます。
委員の皆様並びに推進委員の皆様におかれましては、公私ともにお忙しいところ、ご出席いただきまして、まことにありがとうございます。
本日の総会でございますが、事務局長が本日行われております大仙市市議会定例会におきまして、農地利用最適化推進委員交付金事業にかかわる報酬条例の一部改正について議案上程されているわけですけれども、こちらに対しまして質疑が提出されたために、答弁するためにそちらに出席しておりますので、かわって私、最上が進行を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。
それでは、定刻となりましたので、ただいまから第１９回大仙市農業委員会総会を開会いたします。

（午前９時　開会）

参　与　　初めに、会長がご挨拶を申し上げます。

（会長挨拶）

参　与　　ありがとうございました。
会議に先立ち、出席委員数をご報告させていただきます。欠席の届け出が１７番、髙橋勝範委員から提出されております。また、小松伸一委員からは少しおくれるとの連絡が入っております。したがいまして、ただいまの出席者は２２名となっております。会議規則第９条の規定による定足数に達しており、本総会は成立していることをご報告申し上げます。
それでは、私から１１月７日総会から本日までの業務報告を申し上げます。
お手元に配付しております平成３０年１２月総会までの業務報告書をごらん願います。
１１月７日に、第１８回農業委員会総会を委員２２名、推進委員２５名の出席をいただき、神岡農村環境改善センターにて開催しております。
１１月８日から９日にかけては、全国農業者担い手サミットｉｎやまがたが山形市で開催され、会長が出席しております。
１１月１３日から１４日にかけては、秋田県都市農業委員会会長会先進地視察研修が青森県弘前市で開催され、会長及び局長が出席しております。
１１月２６日ですが、農地利用調整会議を会長及び推進委員１３名の出席をいただき、神岡支所で開催しております。
同じく１１月２６日でありますが、秋田県農業会議第３２回常設審議委員会が秋田市のパークホテルで開催され、会長及び事務局が出席しております。
１１月２９日でございますが、全国農業委員会会長代表者集会が、東京都のメルパルクホールで開催され、会長及び局長が出席しております。
その後、会場をホテルルポール麹町に移し、県選出国会議員要請集会が行われ、会長、局長、事務局が出席しております。
以上が主な業務報告でございます。
それでは、大仙市農業委員会会議規則により、会議の進行は会長にお願いいたします。

議　長　　本日の会議を開催します。
初めに、議事録署名委員を決めたいと思いますが、当席より指名することにご異議ございませんか。
（異議なしの声）

議　長　　異議なしと認め、１４番、判田勝補委員、１５番、田村誠市委員の両名を議事録署名委員に指名いたします。

議　長　　議案第１号の「農地法第３条の規定による許可申請について」を議題とします。

参　与　　議案第１号　農地法第３条の規定による許可申請について
農地法第３条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。
平成３０年１２月７日提出
大仙市農業委員会　会長　細谷精悦

議　長　　事務局の説明を求めます。

参　与

１ページ、１番を説明します。
所有権を移転したい農地は、四ツ屋○○○○○○○○○○、地目が畑、面積が○○○○○○○○○○ほか３筆。合計○○○○○○○○○○です。
譲渡人は、○○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○○○、譲受人は、○○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○○○です。
理由は、○○○○○○○は、野菜等を栽培するため自宅に隣接している申請地の買い受けを希望しており、また、所有者である○○○○○○○は、道路からの入り口がなく耕作不便である申請地を処分したいと考えており、双方の都合が一致したため、このたび申請があったものです。
売買価格は総額○○○○、１０アール当たり換算○○○○○○○○○○○○となっております。

続きまして、１ページ２番から２ページ４番まで、関連がありますので一括してご説明いたします。
２番から４番まで、全て贈与による所有権移転で、譲渡人は、○○○○○○○○○○○○○○○の○○○○○○○です。
２番の農地の所在が、花館○○○○○○○○○○、地目が田、面積○○○○○○○○○○○○ほか田１筆、計田２筆、面積○○○○○○○○○○○○です。譲受人は、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○○○です。
次に、３番の農地の所在が、花館○○○○○○○○○○○、現況地目は田、面積○○○○○○○○○○○ほか、田２筆、計田３筆、面積○○○○○○○○○○○○です。
譲受人は、○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○○○です。
次に、４番の農地の所在が、花館○○○○○○○○○○○○、現況地目は田、面積○○○○○○○○○○○１筆です。
譲受人は○○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○○○です。
申請理由としましては、○○○○○○は、自身の病気により営農が困難になってきたことから、離農を希望しておりました。そこで、親類である○○○○及び同じ集落内に住んでいる○○○○と○○○○に贈与することで話がまとまったため、申請があったものです。
なお、残った農地についても、話がまとまり次第贈与などにより所有権移転していく予定となっております。

次に、１２ページ、１６番を説明します。
賃貸借件を設定する農地は、豊岡○○○○○○、地目が田、面積が○○○○○○○○○○○○ほか５筆、合計○○○○○○○○○○○○○○です。
貸付人は、○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○○。借受人は、○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○○です。
理由については、申請地は前耕作者が体調不良のため返還された農地で、新たな借受者を探していたところ、○○○○が引き受けることとなったものであります。○○○○は、昨年から妻の実家の隣に居住し、義父の農業を手伝っておりますが、自分が主体となって耕作してみたい意向と、責任を持

って農業を経験し引き継いでもらいたいという義父の意向もあり、当初は義父に借受依頼がありましたが、○○○○が借り受けることとなったものであります。新規就農の形となりますが、機械を義父から借りることとしており、サポート体制も確保されていることから、営農に支障はないと判断しております。

設定期間は５年、１０アール当たり賃借料は○○○○○○○○となっております。

議案第１号について、ただいまご説明いたしました５件のほかに、有償所有権移転２件、交換２件、無償所有権移転５件、賃貸借権の設定の新規２件、使用貸借権設定の新規３件、更新３件がございます。

１８ページから１９ページの農地法第３条の調査書をごらんください。

農地法第３条第２項各号には該当しない旨、記載したもので、結果、全て許可要件を満たしているものと考えられます。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

議　長　　説明が終わりました。これより質疑を行います。
質疑ございませんか。
（なしの声）

議　長　　質疑ないようですので、これより採決いたします。
議案第１号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
（賛成者挙手）

議　長　　ありがとうございます。
全員賛成ですので、議案第１号の「農地法第３条の規定による許可申請について」は、原案のとおり許可することに決定しました。

議　長　　議案第２号の「農地法第５条の規定による許可申請について」を議題とします。

参　与　　議案第２号　農地法第５条の規定による許可申請について
農地法第５条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。
平成３０年１２月７日提出
大仙市農業委員会　会長　細谷精悦

議　長　　事務局の説明を求めます。

参　与

２０ページの１番をご説明いたします。

位置図及び配置図は、資料１ページ及び２ページとなっております。資材置場及び重機置場設置のため、売買により転用するものであります。

転用する農地は、大仙市南外○○○○○○○、地目が畑、面積○○○○○○○○○○ほか畑１筆、合計○○○○○○○○○○です。

譲受人は、○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○○○、譲受人は、○○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○○○○○、○○○○○○○○○○○です。

申請理由といたしまして、譲受人は、現在建設業を営んでおりますが、事業の拡大に伴い既存の資材置場が手狭になってきたため、隣接する当該農地を譲り受けて資材置場及び重機置場を設置するものであります。

売買価格は、総額で○○○○、１平方メートル当たり○○○○○となっております。

農地転用の許可基準における立地基準につきましては、申請地は中山間地域等に存在する農業公共工事の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第２種農地に区分されます。

農地法第５条第２項第２号において、第２種農地は申請地にかわる周辺の土地で、事業の目的を達成できる同規模の農地以外の農地や第３種農地がない場合、許可できることから、事業の目的や周辺の土地の状況を勘案した結果、許可要件を満たしているものと判断しました。
　また、一般基準につきましても、添付書類等を勘案した結果、許可要件を満たしているものと判断いたしました。

議　長　　事務局からの説明が終わりました。
これより現地調査された委員から補足説明がありましたらお願いします。
案件１番についてお願いします。

佐藤委員　　２３番、佐藤です。
先月の２１日に推進委員の佐々木さんと一緒に現地に行きました。
周囲は畑地でして、境界のほうもしっかりしておりましたので、問題ないことを確認してきましたので、よろしくお願いしたいと思います。

議　長　　ありがとうございます。

参　与　　現地調査、大変ありがとうございました。
それでは、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

議　長　　質疑に入ります。
質疑ございませんか。
（なしの声）

議　長　　質疑ないようですので、これより採決いたします。
議案第２号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
（賛成者挙手）

議　長　　ありがとうございます。
全員賛成ですので、議案第２号の「農地法第５条の規定による許可申請について」は、原案のとおり許可することに決定しました。

議　長　　次に、議案第３号の「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」を議題とします。

参　与　　議案第３号　農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について
農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定により、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求める。
平成３０年１２月７日提出
大仙市農業委員会　会長　細谷精悦

議　長　　議案第３号１９番の「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」を議題とします
本案件は、○○、○○○○○の関係議案につき、会議規則第２８条の規定により、○○○○の退席を求めます。
（○○　○○○○　退席）

参　与

３４ページ、１９番をごらんください。

新規の利用権設定です。
利用権を設定する農用地が、大仙市内小友○○○○○○○○○、地目が田、面積が○○○○○○○○○ほか田７筆、合計田８筆、面積○○○○○○○○○○○です。
利用権を設定する方は、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○○○です。
利用権の設定を受ける方は、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○○、認定農業者の方です。
申し出理由として、○○○○○○は、農業廃止するため、農地中間管理事業を活用し契約することになっておりますが、当該地は、農業振興地域外の農地で農地中間管理事業を活用できないことから、相対により利用権設定するものであります。
契約期間は１０年、１０アール当たりの賃借料は○○○となっております。
ただいまご説明いたしました本案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各号の要件を満たしているものと考えております。
よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議　長　説明が終わりました。これより質疑を行います。
質疑ございませんか。
（なしの声）

議　長　質疑ないようですので、これより採決いたします。
議案第３号１９番については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
（賛成者挙手）

議　長　ありがとうございます。
全員賛成ですので、議案第３号１９番の「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」は、原案のとおり承認することに決定しました。
○○、○○○○の入場を求めます。
（○○○○　入場）

議　長　議案第３号２０番の「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」を議題とします。
本案件は、○○○、○○○○○○○の関係議案につき、会議規則第２８条の規定により、○○○○の退席を求めます。
（○○○○　退席）

参　与

３５ページ、２０番を説明します。
利有権を設定する農地は、北長野○○○○○○○○、地目は田、面積が○○○○○○○○○ほか２筆、合計○○○○○○○○○○○○です。
利用権を設定する方は、○○○○○○○○○○○○○、○○○○○○。
利用権の設定を受ける方は、○○○の○○○○○○○○○○です。
理由は、○○○○○○の所有農地全てを法人化し貸し付けるために試作地となっていた申請地を利用権設定するものであります。
設定期間は田の契約期間と合わせるため、８年４カ月、１０アール当たりの賃借料は○○○となっております。
本案件は、農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしていると考えられます。
よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

議　長　説明が終わりました。これより質疑を行います。
質疑ございませんか。

（なしの声）

議　長　　質疑ないようですので、これより採決いたします。
議案第３号２０番については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
（賛成者挙手）

議　長　　ありがとうございます。
全員賛成ですので、議案第３号２０番の「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」は、原案のとおり承認することに決定しました。
○○○、○○○○の入場を求めます。
（○○○○　入場）

議　長　　議案第３号１番から１８番及び２１番から２７７番までの「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」を議題とします。
事務局の説明を求めます。

参　与

２１ページ、１番をごらんください。
売買による所有権移転です。
所有権を移転する農用地は、大仙市和合○○○○○○○○、地目が田、面積が○○○○○○○○○○○○ほか田２筆、合計田３筆、面積○○○○○○○○○○○○です。
所有権を移転する方は、○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○○です。
所有権の移転を受ける方は、秋田市山王４丁目１番２号、公益社団法人秋田県農業公社です。
申し出理由として、○○○○○○は兼業で農業経営をしておりますが、後継者がいないことから経営規模の縮小を考えていました。そこで、近隣を耕作されている○○○○○○○○○○○○○○の○○○○○○○○に売買の相談をしたところ、買い受けに応じてくれたもので、秋田県農業公社の１０年分割払い型を活用して農地を取得する予定になっております。
売買価格は１０アール当たり○○○○、総額では○○○○○○○○○○○となっています。

続きまして、２３ページ、５番をごらんください。
売買による所有権移転です。
所有権を移転する農用地は、大仙市高関上郷○○○○○○○○、地目が田、面積が○○○○○○○○○○ほか田４筆、合計田５筆、面積○○○○○○○○○○○○です。
所有権を移転する方は、○○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○○です。
所有権の移転を受ける方は、○○○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○○、認定農業者です。
申し出理由として、○○○○○○は、高齢であることから農業を廃止するため、農地の処分をしたいと考え、以前より作業委託していた○○○○○○に売買の相談をしたところ、買い受けに応じてくれたものです。
売買価格は総額で○○○○、１０アール当たり○○○○○○○○○となっています。
なお、売買単価が低くなっておりますが、当該農地は一部合作になっており、また、水の管理が難しく耕作不便であることから、この金額で合意したものであります。

２４ページ、８番を説明いたします。
所有権を移転する農用地は、大仙市大沢郷宿○○○○○○○、地目が田、面積が○○○○○○○○○○○ほか田２筆、合計○○○○○○○○○○○○です。
所有権を移転する方は、○○○○○○○○○○○○○○○○○の○○○○○○○、７８歳です。
所有権の移転を受ける方は、○○○○○○○○○○○○○○○○○の○○○○○、５９歳、認定農業者です。

申し出理由は、○○○○所有の農地を料金設定により耕作している○○○○が、○○○○の要望によりこの農地を買い入れるものです。
売買価格は１０アール当たり○○○で、総額○○○○○○○○○○となっております。
なお、売買価格が低くなっていますが、当該農地は排水が悪く、圃場の状態がよくないことや、最近独り暮らしになった○○○○が老人施設に入所の予定ということなど、○○○○側の売り渡しの意向が強かったものです。

続きまして、２５ページから２６ページの９番を説明いたします。
所有権を移転する農用地は、大仙市強首○○○○○○、地目が田、面積が○○○○○○○○○○○○ほか田２２筆、合計○○○○○○○○○○○○です。
所有権を移転する方は、○○○○○○○○○○○○○○○○○○の○○○○○○○、５２歳です。
所有権の移転を受ける方は、○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○○、７２歳、認定農業者です。
申し出理由は、○○○○○が兼業農家で会社勤めのため、農業経営の廃止を考えていたところ、近隣を耕作し、経営規模の拡大を目指す○○○○が当該農地の買い受けに応じたものです。
売買価格は１０アール当たり○○○○○○○円で、総額○○○○○○○○○○となっております。
売買価格ですが、圃場が分散していることや一部不整形な農地があること、また、○○○○○は以前より買い受け農家を探していたのですが、なかなか見つからなかった等の経緯があり、今回この価格で相互合意したものです。

２８ページ、１５番をごらんください。
所有権を移転する農地は、大仙市堀見内○○○○○○○○○、台帳、現況ともに田の○○○○○○○１筆です。
所有権を移転する方は、○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○○、６７歳。
所有権の移転を受ける方は、秋田市山王４丁目１番２号、公益社団法人秋田県農業公社です。
売買価格は○○○○○で、１０アール当たり単価は○○○○○○○○○になります。
理由といたしまして、○○○○は、農協からの借入金を精算するため、農地の売却を考え、現在、賃貸借契約で耕作している○○○○○○○○○○○○○○○○○の○○○○○○に相談したところ、○○○○がこれに応じたものです。
○○○○は、農業公社と農地売買支援事業を使い、１０年分割払いを活用する予定です。

２９ページから３３ページ１７番を説明いたします。
所有権を移転する農用地は、大仙市太田町三本扇○○○○○○、地目は田、面積○○○○○○○○○ほか田３７筆、畑３筆、計４１筆、面積○○○○○○○○○○○○○○○○○○○です。
所有権を移転する方は、○○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○○、８３歳です。
所有権の移転を受ける方は、秋田市山王４丁目１番２号、公益社団法人秋田県農業公社です。
申請理由といたしまして、○○○○○○は高齢のため農業を廃止したいと考えておりました。そこで、利用権設定によりこの農地を耕作している○○○○○○○○○○○○○○○○○○○の○○○○○○に売買の相談をしたところ、○○○○が応じてくれたもので、秋田県農業公社の１０分割払い型を活用して農地を取得する予定となっております。
売買価格は、総額○○○○○、１０アール当たり○○○○○○○○○○となっております。

続きまして、４１ページ、３４番について説明いたします。
新規の利用権設定です。
利用権を設定する農地は、大仙市神宮寺○○○○○○○○○○○○、地目が田、面積○○○○○○○○○ほか田１筆、合計面積○○○○○○○○○○○○です。
利用権を設定する方は、○○○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○○○、８４歳です。
利用権の設定を受ける方は、貸し人の○○○と同住所になっていますが、別世帯である○○○○○○○、５５歳です。
申し出理由といたしまして、○○○○○○○は高齢により耕作が困難になってきたため、経営規模

の縮小を考えておりました。そこで、近隣を耕作している○○○○○○○に利用権の設定の申し出をしたところ、○○○○がこれに応じてくれたものです。
期間は５年、１０アール当たり賃借料は１０アール当たり○○○○○と低く設定されておりますが、この農地は日当たりと水利の条件が悪く、収量が出ないことから、両者がこの量で合意したものであります。

７５ページ、９０番の説明をいたします。
新規の利用権設定です。
利用権を設定する農地は、大仙市太田町太田○○○○○○○、地目は田、面積○○○○○○○○○○○ほか田１筆、面積○○○○○○○○○○○です。
利用権を設定する方は、○○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○○、６５歳です。
利用権の設定を受ける方は、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○○です。
申請理由といたしまして、○○○○は労力不足により経営規模の縮小を希望しておりました。そこで、○○○○に利用権設定の申し出をしたところ、○○○○がこれに応じてくれたものです。
設定期間は１０年。１０アール当たり賃借料は○○○となっております。
なお、○○○○の現在の経営面積がゼロアールとなっておりますが、農地中間管理事業の利用配分計画の転借により、面積要件を満たす予定となっております。

続きまして、８２ページ及び８３ページ、１０３番から２７７番までを説明します。
農地中間管理機構を活用する利用権の設定で、受け手は全て秋田市山王４丁目１番２号、公益社団法人秋田県農業公社です。
８３ページの２７７番については、貸付人は先に農地中間管理機構に農地の大部分を貸し付けていましたが、この１筆については相対で利用権設定をしていたため、そのまま継続しておりました。このたび、期間満了となったため、改めて農地中間管理機構と契約するもので、終期をさきの契約と合わせるため、契約期間が８年７カ月となっております。
１０３番から２７６番につきましては、総括的な説明をさせていただきます。
案件の詳細については、農地中間管理事業秋田県農業公社借受案件という別冊を作成しておりますので、そちらをごらん願います。
利用権を設定する農地は、１０３番の大仙市内小友○○○○○○○、地目が田、面積○○○○○○○○○ほか田２，２０３筆、面積○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○。畑８９筆、面積○○○○○○○○○○○○○○○○○。合計２，２９２筆、面積○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○です。
利用権を設定する方は、１０３番の○○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○○ほか１７３件で、地域農業の集団化への協力及び兼用、高齢による能力不足等で貸付を希望している方です。
設定期間は全て１０年１カ月となっておりますが、これは秋田県の農用地事業配分計画により、農地中間管理機構から借り受け予定者に利用権設定される公告日までの１カ月間の差を考慮しているため、この期間となっております。
１０アール当たりの賃借料につきましては、田が使用貸借から○○○○○○○と幅がございます。畑につきましても、使用貸借から一緒に貸す田と同額になっているところもあります。
なお、１件ごとの詳細につきましては、議案書をご確認いただきますようお願いいたします。

議案第３号について、ただいま説明いたしました１８３件のほかに、所有権移転１２件、賃貸借権設定の新規２２件、更新５７件、使用貸借件設定の更新１件がございます。
今回の所有権移転における売買価格の内容につきましては、説明案件を除き１０アール当たり○○○○から○○○○○○○○○と幅がございます。これは、各地域の圃場の条件及び契約者の双方の意向及び実情を踏まえた妥当な契約金額と推察しており、利用調整会議におきましてもご承認いただいたものでございます。
次に、賃貸借権設定の１０アール当たりの賃借料の内容でございますが、説明の案件を除き、低いほうでは１０アール当たり○○○○○○、高いほうでは○○○と幅がございます。低いほうは圃場の条件が悪いことなどが考えられますが、そのほかの案件につきましては、圃場等の条件や契約者双方

の意向もあり、妥当な契約金額と推測しております。
いずれも農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしているものと考えております。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

議　長　説明が終わりました。これより質疑に入ります。
質疑ございませんか。
（なしの声）

議　長　質疑ないようですので、これより採決いたします。
議案第３号１番から１８番及び２１番から２７７番までについては、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
（賛成者挙手）

議　長　ありがとうございます。
全員賛成ですので、議案第３号１番から１８番及び２１番から２７７番までの「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」は、原案のとおり承認することに決定しました。

議　長　次に、報告第１号の「農地法第６条第１項の規定（農地所有適格法人）による報告について」事務局より報告願います。

参　与　報告第１号　農地法第６条第１項の規定（農地所有適格法人）による報告について
下記の者から、農地法第６条第１項の規定により書類の提出があったので、これを報告する。
平成３０年１２月７日提出
大仙市農業委員会　会長　細谷精悦

参　与

８４ページをごらん願います。
事務所の所在地、名称、代表者名の順に読み上げます。
１番、大仙市神宮寺字高野６番地、神岡縄文農園株式会社、代表取締役、髙橋徹。
２番、大仙市神宮寺字金葛１２７番地、株式会社農匠、代表取締役、齊藤章。
以上、２法人から報告がありました。
詳細につきましては、８５ページから９０ページをごらん願います。
結果、全ての法人が農地所有適格法人の要件を満たしているものと思われますので、ご報告いたします。

議　長　以上、報告といたします。

議　長　これで本日の議題は全て終了しました。
そのほか、事務局から何かございませんか。

参　与　それでは、私のほうから２件ほどお話させていただきます。
初めに、農地法及び農業経営基盤強化促進法の一部改正についてですが、このたび、農地法及び農業経営基盤強化促進法の一部改正がなされ、平成３０年１１月１６日に施行されております。
主な改正点は２点あります。
１点目は農地転用の取り扱いについてです。
これまでは、農業用ハウス等で床面のほうも全部コンクリートで覆った場合で、かつその敷地が２００平米以上となる場合は転用の申請が必要となり、土地も宅地とし

て取り扱われておりましたが、今回の改正により、一定要件を満たしている場合は転用ではなく農業委員会への届け出でよくなり、また、土地もそのまま農地として取り扱うよう改正されました。

２点目は、相続未登記農地についての取り扱いです。

相続未登記農地については、これまでは相続権者の過半の同意を得ていれば最長５年まで利用権設定することができましたが、今回の改正により期間が延長され、最長２０年まで利用権設定できることが可能になりました。

また、これまでは相続権者の過半が判明していない農地については、利用権設定することができませんでしたが、今改正により、一定の公示期間を得た後であれば、最長２０年まで農地中間管理機構に限って利用権設定できるようになりました。

改正の要点についてお話しましたが、今改正に伴う担当者向けの説明会がきょうの午後に行われる予定になっております。この説明会を踏まえた上で、全推進委員の招集を予定している１月総会で資料等を配付させていただきたいと考えておりますのでご了承願います。

次に、新春懇談会についてですが、今回の議案の配付の際にご案内を同封させていただきましたが、１月総会終了後に開催する予定になっております。

これに伴い、１月９日総会は午後の開会になりますので、ご了承願います。また、当日は総会会場である、ここ神岡農村環境改善センターからバスが出ますので、ご利用ください。

なお、出欠につきましては、来週の金曜日、１２月１４日まで各分室または事務局のほうへ連絡くださるようお願いいたします。

事務局のほうからは以上です。

議　長　　委員の皆さんから何かありませんか。

田口委員。

田口委員　　２０番、田口繁です。

私、６月の末ごろから体調を崩しまして、肺の病気を患い５カ月間、化学療法をしてまいりました。

その間、約１カ月の間に３週間ぐらい続けまして、ようやくサイクルが終わり順調であります。

今はまた新しい薬で２週間に１度、外来、１泊入院という具合です。

そういうわけで、すぐに次の仕事ができないような状態でございますが、よろしくお願いします。いろいろとありがとうございました。

議　長　　ありがとうございました。

ほかにありませんか。

（なしの声）

議　長　　ないようですので、以上をもちまして、第１９回大仙市農業委員会総会を閉会します。

本日はどうもご苦労さまでした。

（午前９時５０分　閉会）